

【諮問第216号】

20川情個第26号

平成20年9月 8日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する全部開示処分に関する異議申し立て
について（答申）

平成19年6月7日付け19川健庶第529号で諮問のありました公文書開示請求
に対する全部開示処分に関する異議申し立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った全部開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成19年2月22日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年度健康福祉局総務部企画課の産業医の実施結果、健康福祉局の実施所管課の概要」の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成19年3月7日付けで、平成17年1月11日に実施された健康福祉局本庁職場における産業医職場巡視の結果なされた指摘事項を記載した「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」について全部開示処分を行った。

異議申立人は、平成19年3月14日付けで、「当該文書の一部は破棄したものであり、更に、廃棄した原文を偽造したものである」として異議申立てを行った（当審査会諮問第216号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成19年11月13日付け意見書及び平成20年4月14日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 「平成16年度健康福祉局総務部企画課の産業医の実施結果、健康福祉局の実施所管課の概要」について実施機関が開示した文書の一部が、すでに廃棄したものであり、更に廃棄した原文を偽造したものとなっているため異議申立てを行った。
- (2) 開示された文書の一部は、産業医職場巡視の結果報告がされた際に、記載内容に不適切な部分があるとして、異議申立人が当時の上司とともに健康福祉局総務部庶務課に申し出て廃棄を依頼した文書である。
- (3) 廃棄した文書には、開示された文書とは一部異なる記述がされていたはずである。産業医職場巡視の結果報告がされた当時、異議申立人は一部記述の異なる文書を目にしており、このことを理由に廃棄した原文を偽造したと主張している。

4 実施機関の主張要旨

平成19年10月3日付け処分理由説明書及び同年12月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 開示対象文書は、労働安全衛生法第13条第1項及び労働安全衛生規則第15条に基づき、平成17年1月11日火曜日午前に行われた、健康福祉局本庁職場における産業医による職場巡視の結果を示すものである。
- (2) 職場巡視結果による産業医の所見及び指摘事項に基づき、健康福祉局では、平成17年1月27日付け16川健庶第2343号の総務部庶務課長名の文書（以下、「本件要請文書」という。）により、本庁各課長あてに早急な対応、改善を依頼した。その際、開示対象文書のコピーを添付し、文書施行システムにより各課に送信した。

- (3) その後、開示対象文書その物を添付して各課に周知する方法は、特定の個人が類推されるおそれがあるため好ましくないとの申し出があり、検討した結果、本庁各課長あてに本件要請文書の削除・廃案を依頼するとともに、平成17年2月3日付け16川健庶第2422号の総務部庶務課長名の文書により、再度、指摘事項への早急な対応・改善を依頼した。その際には、開示対象文書その物ではなく、産業医の指摘事項を庶務課で要約した文書を添付した。
- (4) 庶務課長名による、本庁各課長あての依頼文書は、一度送付した後に削除・廃案としたうえで、再度送付しているが、これはあくまで開示対象文書をそのまま送付したという周知方法を改めるための措置であり、開示対象文書そのものの有効性、信憑性には何ら影響しないものである。
- (5) したがって、開示対象文書原本は、健康福祉局庶務課で現に保管されているものであり、偽造した事実は一切ない。

5 審査会の判断

- (1) 本件は、異議申立人が「平成16年度健康福祉局総務部企画課の産業医の実施結果、健康福祉局の実施所管課の概要」の開示を求めたのに対し、実施機関がこれを開示したところ、異議申立人より「当該文書の一部は破棄したものであり、更に、廃棄した原文を偽造したものである」として、異議申し立てがなされたものである。
- (2) 平成20年4月14日に開催された異議申立人の意見陳述の際に確認したところ、「健康福祉局の実施所管課の概要」として異議申立人が開示を求めたい文書として意図していた文書は、「平成16年度健康福祉局総務部企画課の産業医の実施結果」を示す文書及びこの文書に添付されている文書一式であることが明らかとなった。

そして、異議申立人が、健康福祉局総務部企画課在職中に文書施行システムにより送付され、目にした文書は、開示された文書とは一部内容が異なることを理由として異議申立てに及んだものであるとのことであった。
- (3) 実施機関が開示した対象公文書は、平成17年1月11日に実施された健康福祉局の産業医による職場巡視の結果なされた指摘事項を記載した「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」である。

したがって、異議申立人が請求している対象公文書として適正にその特定がなされていると解される。

実施機関はこれをもって全部開示としたものであるところ、異議申立人は前記(2)記載の理由によって異議申立てをしたものであるから、異議申立人の異議の趣旨には、他に対象公文書となるはずの文書がある、即ち、未だ開示されていない文書があるとの主張とも解釈できるので、さらにこの点について検討することとする。
- (4) 平成19年12月10日に実施した当審査会における実施機関の説明聴取において確

認したところ、平成16年度健康福祉局の産業医の実施結果については、その後、以下のような経緯を経たものである。

本件要請文書で、この指摘事項について該当する各課において対応するように本庁各課長宛に依頼要請しており、これに「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」（開示対象公文書）が添付された。

本件要請文書は、文書施行システムによって送付されている。

ところが、その後、平成17年2月に、総務部庶務課長名で、本庁各課長宛に、「産業医等による職場巡視実施に伴う指摘事項に関する改善依頼文書について（依頼）」と題する文書が、本庁各課長に送付された。その内容は、既に本庁各課長宛に配布済みの本件要請文書について、「内容に一部不備がありましたので、お手数ですが当該文書の削除・廃案をしてくださるようお願いいたします」として、本庁各課長において保有する本件要請文書を削除・廃案とするよう依頼するものであった。なお、正式な要請の文書については、後日紙文書で送付するというものであった。

そして、その後、平成17年2月3日付の16川健庶第2422号において、正式な要請の文書として、「産業医等による職場巡視実施に伴う指摘事項について（依頼）」が紙文書で配布されたという経緯をたどっている。

この16川健庶第2422号に添付された文書は、「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」（本件開示文書）ではなく、これらを総務部庶務課においてまとめた文書であった。

- (5) 異議申立人は、本件開示文書以外に文書があり「削除・廃棄」されたはずであると主張している。しかしながら、これは上記の経過で明らかな通り、本件要請文書が一部内容不備であったため、総務部庶務課長において配布された本件要請文書を配布先において削除・廃棄することを求めたに過ぎない。したがって、本件要請文書に添付されていた開示対象公文書である「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」そのものを、開示対象公文書の保有者であり、且つ、本件要請文書作成者である総務部庶務課長において廃棄したと解することは出来ない。また、実施機関の事情聴取においてもそのような事実を確認することも出来なかった。

本件開示文書以外の文書が、「平成16年度健康福祉局総務部企画課の産業医の実施結果」を示す文書及びこの文書に添付されている文書一式として存在すると解することも出来ない。

したがって、異議申立人が公文書開示請求をなしたのに対して、実施機関は、自ら保有している対象公文書として、「職場巡視記録表（事務系職場）」及びその別紙「健康福祉局職場巡視での指摘事項（平成17年1月11日）」を開示しているのであるから、実施機関の「全部開示済み」との判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸夫

委員 高岡 香

委員 安富 潔